

## 平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、りんご産業を持続的に発展させていくことを目的に、りんご生産・加工・流通分野の技術革新に資する取組及び多様な人材活躍の環境を構築する取組を支援し、もって本市りんご産業の国内外における市場競争力を強化し、地方創生を推進するため、平成30年度予算の範囲内において、弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、組織及び運営に関する規約等がある2戸以上のりんご生産者で組織する団体
- (2) 市内に住所を有する、農地所有適格法人、農業協同組合、認定農業者又は認定新規就農者のいずれかであること。
- (3) 市内に住所を有し、りんごの移出又は加工を主たる業務とする法人事業者（補助事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、当市のりんご産業を持続的に発展させていくために効果的と考えられる先駆的な事業で、平成31年2月28日までに完了し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) りんごの生産・加工・流通分野において、高付加価値化や省力化などの技術革新に資する事業
- (2) りんご産業において、多様な人材が活躍できる環境構築につながる事業
- (3) 過去に本補助金を活用した事業について本補助金の交付を受けた者以外の者が実施する、当該事業の成果の普及性について検証する事業（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) りんご産業の課題解決につながる新たな栽培方式に係る設備設置、物品購入費用並びに大きな省力化が期待できる栽培方式に係る経費及びシステム開発に係る経費
- (2) 農業用アシストツール導入に係る初期費用及び機器リース料、関連機器購入費、機器操作講習に係る受講費
- (3) ICTによる輸送管理や鮮度保持技術など先進技術を組み合わせた、流通・加工現場における革新的技術体系の実証実験に係る費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額の2分の1に相当する額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は2,000,000円（第3条第3号に該当する事業にあっては1,000,000円）のいずれか少ない額以内の額とする。

### (交付申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式2号）
- (2) 収支予算書（様式3号）

(3) 組織及び運営に関する規約等の写し（団体の場合に限る。）

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の条件）

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(2) 補助事業を行うために工事の施工、物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものをいう。以下同じ。）に発注するものとする。

(3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第5号）を提出しなければならない。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(6) 補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間（平成31年4月1日～平成36年3月31日）、毎年会計年度終了後90日以内に本補助事業に係る事業化等の状況について報告するとともに、市及び関係機関による調査に協力すること。

(7) 補助事業完了後は、他の生産者や事業者を対象とした勉強会や事業成果の報告会をとおして、地域のモデルとなってイノベーション事業の普及活動に取り組むこと。また、現地の視察についても受け入れること。

（交付決定）

第8条 市長は、別に定める審査要領により審査した結果を参考に、規則第4条の交付の決定をするものとする。

2 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）とする。また、補助金を交付しないことに決定した場合は、平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更交付決定）

第9条 市長は第7条第1号の規定による変更申請を承認したときは、平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（実績報告）

第11条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、平成30年度弘前市りんご産業イノベ

ーション支援事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第10号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第11号）
- (2) 収支決算書（様式第12号）
- (3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第7条第4号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は平成31年3月10日のいずれか早い日とする。

5 第1項の報告書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第12条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第13号）とする。

（財産の管理及び処分）

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した備品、機械等についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた当該備品等の耐用年数を経過するまでの期間とする。

3 規則第20条第2号の市長が定めるものは、補助金により取得した備品、機械等のうち取得価格が500,000円以上のものとする。

（補助金の請求等）

第14条 補助金の請求は、平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金請求書（様式第14号）を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、口座振替により交付する。

## 附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年度の補助事業に適用する。

弘前市長様

所在地  
申請者 団体名  
代表者名 印

平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金交付申請書

平成30年度において実施するりんご産業イノベーション支援事業について、補助金の交付を受けたいので、弘前市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額 \_\_\_\_\_円

2 補助金の算定根拠

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 組織及び運営に関する規約等の写し（団体の場合に限る。）

備考

- 1 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当及び提出先：  
ひろさき未来戦略研究センター  
産業イノベーション担当  
電話：0172-40-0631

1 補助事業の名称

2 補助事業の目的

3 補助事業の概要（事業計画、事業内容）

4 補助事業における販売計画

5 補助事業の期間

6 補助事業の遂行により予想される成果

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。
- 2 用紙が不足する項目は別紙としてください。

## 様式第3号（第6条第2項関係）

## 収支予算書

## 1 収入

(単位：円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	摘要
市補助金				
計				

## 2 支出

(単位：円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	摘要
計				

## 備考

- 摘要欄には、本年度予算額の積算基礎を記入してください。
- 支出のうち、市補助金の補助対象経費を計上している科目については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載（又は別紙を添付）し、その内容が分かるようにしてください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

弘前市長様

所在地  
補助事業者 団体名  
代表者名 印

平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け弘未来収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業の経費の配分（内容）を変更したいので、平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金交付要綱第7条第1号の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額 円

3 既に交付を受けた補助金の額 円

4 補助事業の経費の配分（内容）を変更する理由

5 補助事業の経費の配分（内容）の変更内容

備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。
- 経費の配分を変更する場合は、収支予算書（様式第3号）に準じて作成し、上段に変更後の額を括弧書きし、下段に変更前の額を記載してください。

担当及び提出先：  
ひろさき未来戦略研究センター  
産業イノベーション担当  
電話：0172-40-0631

様式第5号（第7条関係）

平成 年 月 日

弘前市長 様

住 所  
補助事業者 氏 名 印

理由書

平成 年 月 日付け弘未来収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた  
下記補助事業を行うに当たり、工事の施工又は物品の購入等を市内業者に発注しないこととした  
いので、平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金交付要綱第7条第  
3号の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

工事の施工又は物品の購入等の内容	
業者名	
業者住所	
施工額又は購入額等	
理由	

備考

- 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当及び提出先：  
ひろさき未来戦略研究センター  
産業イノベーション担当  
電話：0172-40-0631

弘前市長様

所在地  
補助事業者 団体名  
代表者名 印

平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金事業中止（廃止）  
承認申請書

平成 年 月 日付け弘未来収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業を中止（廃止）したいので、平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金交付要綱第7条第4号の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額 \_\_\_\_\_円

3 既に交付を受けた補助金の額 \_\_\_\_\_円

4 補助事業を中止（廃止）する理由

5 補助事業の中止の期間（廃止の時期）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当及び提出先：  
ひろさき未来戦略研究センター  
産業イノベーション担当  
電話：0172-40-0631

様

弘前市長 印

平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、弘前市補助金等交付規則第4条第1項の規定に基づき交付することに決定したので、同規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 補助金の対象となる事業の目的及び内容並びにその事業に要する経費の配分は、平成 年 月 日付けによる補助金交付申請書及び添付書類に記載のとおりとする。

2 補助金の額 \_\_\_\_\_円

3 交付の条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を行うために工事の施工、物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店、支店、営業所等を有するものをいう。以下同じ。）に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第5号）を提出しなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間（平成31年4月1日～平成36年3月31日）、毎年会計年度終了後90日以内に本補助事業に係る事業化等の状況について報告するとともに、市及び関係機関による調査に協力すること。
- (7) 補助事業完了後は、他の生産者や事業者を対象とした勉強会や事業成果の報告会をとおして、地域のモデルとなってイノベーション事業の普及活動に取組むこと。また、現地の視察についても受け入れること。

4 その他

- (1) 補助事業者は、平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第10号）に必要書類を添付して、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は平成31年3月10日のいずれか早い日までに市長に提出してください。
- (2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、平成36年3月31日まで保管してください。

担当：ひろさき未来戦略研究センター

産業イノベーション担当

電話：0172-40-0631

弘未来収第  
平成 年 月 日

様

弘前市長 印

平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、審査の結果交付しないことと決定したので、下記のとおり通知します。

記

1 交付しない理由

担当：ひろさき未来戦略研究センター  
産業イノベーション担当  
電話：0172-40-0631

様式第9号（第9条関係）

弘未来収第 号  
平成 年 月 日

様

弘前市長 印

平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金変更交付決定通知書

平成 年 月 日付けで補助金事業変更承認申請のあった標記補助金については、弘前市補助金等交付規則第4条第1項の規定に基づき次のとおり変更して交付することに決定したので、同規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 補助金の対象となる事業の目的及び内容並びにその事業に要する経費の配分は、平成 年 月 日付けによる平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）及び添付書類に記載のとおりとする。

2 補助金の額 円  
(変更前の補助金交付決定額 円)

3 交付の条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

4 その他

- (1) 補助事業者は、平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第10号）に必要書類を添付して、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は平成31年3月10日のいずれか早い日までに市長に提出してください。
- (2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、平成36年3月31日まで保管してください。

担当：ひろさき未来戦略研究センター  
産業イノベーション担当  
電話：0172-40-0631

様式第10号（第11条第1項関係）

平成 年 月 日

弘前市長 様

所在 地

補助事業者 団体名

代表者名

印

平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金事業完了(廃止)実績報告書

平成 年 月 日付け弘未来収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業が完了（を廃止）したので、弘前市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第11号）
- (2) 収支決算書（様式第12号）
- (3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し

備考

- 1 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当及び提出先：

ひろさき未来戦略研究センター  
産業イノベーション担当  
電話：0172-40-0631

事業実績書

1 補助事業の名称

2 補助事業の遂行の概要

3 補助事業における販売実績

4 補助事業の期間

5 補助事業遂行による成果

6 補助事業に対する補助金の交付の効果

7 その他

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。
- 2 用紙が不足する項目は別紙としてください。

様式第12号（第11条第2項関係）

収支決算書

1 収入

（単位：円）

科目	本年度予算額	本年度収入額	増減額	摘要
市補助金				
計				

2 支出

（単位：円）

科目	本年度予算額	本年度支出額	増減額	摘要
計				

備考

- 摘要欄には、本年収入額及び本年度支出額の積算の内訳を記入してください。
- 支出のうち、市補助金の補助対象経費を計上している科目については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載（又は別紙を添付）し、その内容が分かるようにしてください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

様式第13号（第12条関係）

弘未来収第 号  
平成 年 月 日

様

弘前市長 印

平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金  
交付額確定通知書

標記補助金については、平成 年 月 日付け実績報告等に基づき下記のとおり額を確定したので、弘前市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

記

交付決定額	確定額（a）	交付済額（b）	差額（a）－（b）

備考

- 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、平成36年3月31日まで保管してください。
- 後日、市長は上記1に記載する書類等の提出を求め、又は検査をすることがあります。この提出若しくは検査を拒んだり、又は書類等を提出できないなどにより、補助事業の実施状況及び収支決算の状況を確認できない場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

担当：  
ひろさき未来戦略研究センター  
産業イノベーション担当  
電話：0172-40-0631

様式第14号（第14条第1項関係）

平成 年 月 日

弘前市長 様

所在 地  
補助事業者 団体名  
代表者名 印

平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金請求書

平成 年 月 日付け弘未来収第 号をもって補助金交付額確定の通知を受けた下記  
補助金について、弘前市会計規則第54条第1項及び平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金の名称 平成30年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金

3 補助金の交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

4 振込口座

- (1) 金融機関及び支店名
- (2) 口座番号
- (3) 口座名義人

備考

- 1 振込口座を会計管理者へ届けていない場合は、口座振替依頼書（債権者用）  
を併せて提出してください。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当及び提出先：  
ひろさき未来戦略研究センター  
産業イノベーション担当  
電話：0172-40-0631